

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和6年度 公文書開示（11月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R6.10.31	R6.11.5	令和6年10月22日付商品テスト報告書	5	1															生活文化スポーツ局消費生活総合センター相談課
2	R6.9.11	R6.11.5	①240624 交流イベント申込状況 ②240717 交流イベント申込状況	2	1															生活文化スポーツ局都民生活部地域活動推進課
3	R6.10.24	R6.11.7	特定非営利活動法人〇〇の〇〇年〇〇月〇〇日收受設立趣旨書及び特定非営利活動法人〇〇の〇〇年〇〇月〇〇日收受設立趣旨書	2		1					1	1							【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課
4	R6.9.13	R6.11.12	「きみまも@歌舞伎町」について (1) この政策の全検討プロセスや意思決定のプロセス(有識者会議の会議資料や議事記録含む)に関する文書や図面や電磁的記録 (2) 実施事業者の選定プロセスが分かる全ての文書や図面や電磁的記録 (3) 8月2日実施された歌舞伎町シネシティ広場周辺の視察に関する全ての文書や図面や電磁的記録 (4) 開設後に報告された運営上の問題点分かる文書や図面や電磁的記録	155	1															生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等							
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号						
5	R6.9.13	R6.11.12	「きみまも@歌舞伎町」について (1) この政策の全検討プロセスや意思決定のプロセス(有識者会議の会議資料や議事記録含む)に関する文書や図面や電磁的記録 (2) 実施事業者の選定プロセスが分かる全ての文書や図面や電磁的記録 (3) 8月2日実施された歌舞伎町シネシティ広場周辺の視察に関する全ての文書や図面や電磁的記録 (4) 開設後に報告された運営上の問題点が分かる文書や図面や電磁的記録	862		1												1	1	1	1	1			【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため 【東京都情報公開条例第7条第3号】 公表されていない担当者の連絡先を公にすることにより、当該法人の事業運営上の地位が損なわれると認められるため 【東京都情報公開条例第7条第4号】 印影を公にすることにより、印の偽造等、当該法人の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため 【東京都情報公開条例第7条第5号】 公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため 【東京都情報公開条例第7条第6号】 都の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、今後の行政運営に支障をきたす可能性があるとして認められるため	生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課
6	R6.9.13	R6.11.12	「きみまも@歌舞伎町」について (1) この政策の全検討プロセスや意思決定のプロセス(有識者会議の会議資料や議事記録含む)に関する文書や図面や電磁的記録 (2) 実施事業者の選定プロセスが分かる全ての文書や図面や電磁的記録 (3) 8月2日実施された歌舞伎町シネシティ広場周辺の視察に関する全ての文書や図面や電磁的記録 (4) 開設後に報告された運営上の問題点が分かる文書や図面や電磁的記録																						【東京都情報公開条例第18条第2項】 インターネット上に公開された文書であり、開示の対象にならない。	生活文化スポーツ局都民安全推進部都民安全課
7	R6.10.29	R6.11.12	東京都配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金について、交付団体に関する開示請求にかかる、令和3年1月1日から直近までにおいて内外部問わず、開示範囲に関する相談記録があればその相談記録が分かる資料一切																						当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	生活文化スポーツ局都民生活部男女平等参画課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
8	R6.10.4	R6.11.12	私立学校教育助成金調査表(A表)「2事業活動収支計算書(令和5年度決算)」「3貸借対照表(令和5年度)」(学校法人〇〇ほか181法人)	364		1													【東京都情報公開条例第7条第3号】 開示により法人の収入・支出の状況や財産状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められる。	生活文化スポーツ局私学部私学行政課
9	R6.11.4	R6.11.15	(1)令和〇〇に対する東京都後援の名義使用の承認申請について (2)〇〇企画書 (3)〇〇規約 (4)ちらし案 (5)6〇〇第〇〇号東京都後援名義の使用について(承認)	11		1						1	1					【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人が識別できるものであるため 【東京都情報公開条例第7条第3号】 公にすることにより、法人の事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるため	生活文化スポーツ局都民生活部 東京ウィメンズプラザ	
10	R6.11.4	R6.11.18	生活文化スポーツ局における、最新の文書保存期間・移管基準表(特に青少年健全育成審議会にかかる箇所)、およびその決裁資料一式	22	1															生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課
	R6.11.6	R6.11.20	(1)令和2年度学校保健特別対策事業費補助金の額の確定通知書(学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業) (2)令和2年度学校保健特別対策事業費補助金の額の確定通知書(感染症対策のためのマスク等購入支援事業) (3)令和2年度学校保健特別対策事業費補助金の額の確定通知書(感染症対策等の学校教育活動継続支援事業) (4)令和4年度学校保健特別対策事業費補助金の額の確定通知書(学校等における感染症対策等支援事業) (5)令和4年度学校保健特別対策事業費補助金の額の確定通知書(感染症流行下における学校教育活動体制整備事業) (6)令和元年度私立学校経常費補助金の額の確定通知書	16	1															生活文化スポーツ局私学部私学振興課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
11			(7)令和2年度私立学校経常費補助金の額の確定通知書 (8)令和3年度私立学校経常費補助金の額の確定通知書 (9)令和4年度私立学校経常費補助金の額の確定通知書 (10)令和5年度私立学校経常費補助金の交付決定通知書 (11)令和4年度私立学校光熱費高騰緊急対策事業費補助金の額の確定通知書 (12)令和元年度私立高等学校都内生就学促進補助金の額の確定通知書 (13)令和2年度私立高等学校都内生就学促進補助金の額の確定通知書 (14)令和3年度私立高等学校都内生就学促進補助金の額の確定通知書 (15)令和4年度私立高等学校都内生就学促進補助金の額の確定通知書 (16)令和5年度私立高等学校都内生就学促進補助金の額の確定通知書																	
12	R6.11.8	R6.11.22	東京都青少年健全育成審議会について 2. 議事録請負事業者への発注(契約)条件を記載した資料一式(納期等含む)	43		1													【東京都情報公開条例第7条第4号】 印影を公にすることにより、法人印の偽造等の当該法人の秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。	生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
13	R6.11.8	R6.11.22	東京都青少年健全育成審議会について 1. 審議会の機能、目的及び所掌事項が記された資料(青少年健全育成条例および審議会運営要領を除く) 4. 東京都青少年健全育成審議会運営要領会議細目の1(1)18歳未満の者の箇所についての最新の決裁資料一式および当初当該項目が入った際の決裁資料一式				1												1. 当該公文書は実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。 4. 当該細目は審議会の内部規程のため、実施機関では当該決裁資料を作成しておらず、存在しない。	生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課
14	R6.11.15	R6.11.29	特定非営利活動法人〇〇の〇〇年度から〇〇年度及び〇〇年度から〇〇年度 事業報告書	71	1															生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課
15	R6.11.15	R6.11.29	特定非営利活動法人〇〇の〇〇年度及び〇〇年度 事業報告書	17		1				1									【東京都情報公開条例第7条第2号】 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため	生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課
16	R6.11.15	R6.11.29	特定非営利活動法人〇〇の〇〇年度から〇〇年度 事業報告書																【東京都情報公開条例第18条第1項】 特定非営利活動促進法に基づく閲覧及び謄写の対象となる公文書であり、開示対象外であるため	生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課